

11 就学手続き(入学・転校)をする時にはどうしたらよいの？

就学手続き(入学・転校)について【宇都宮市教育委員会(宇都宮市役所 13 階)より】

小学校に入学するときは



就学時健康診断通知書

入学する前年の 10 月上旬に、日時と会場(学校)を指定した通知書をお送りします。

就学時の健康診断は、お子さんが元気に学校へ通学できるよう学校保健安全法によって定められていますので、必ずお受けください。

なお、当日発熱等で健康診断が受けられない場合、あるいは、当日の都合や健康診断内容に関しての相談は、健康診断会場の小学校に直接ご連絡してください。

また、通知書が届かなかったり、内容に誤りがあったりしたときには、早めにご連絡ください。

問い合わせ先：宇都宮市教育委員会 学校健康課保健体育グループ 電話番号：028-632-2756

入学通知書

入学する年の 1 月下旬に、入学する小学校を指定した通知書をお送りします。

通知後に市内間で住所の異動が生じた場合には、改めて通知書をお送りします。

なお、指定の学校について、特別な理由により変更できる場合がありますので(就学指定校の変更)、お問い合わせください。



また、通知書が届かなかったり、内容に誤りがあったりしたときには、早めにご連絡ください。

問い合わせ先：宇都宮市教育委員会 学校管理課就学グループ 電話番号：028-632-2724

(注) なお、心身に障がいがあり、入学に関して不安があるときや、小・中学生の心や身体についての悩みがあるときは、宇都宮市教育センターで相談を受け付けています。(電話予約が必要です)

問い合わせ先：宇都宮市教育センター 電話番号：028-639-4380

中学校に入学するときは

入学通知書

入学する年の 1 月下旬に、入学する中学校を指定した通知書をお送りします。

通知後に市内間で住所の異動が生じた場合には、改めて通知書をお送りします。

なお、指定の学校について、特別な理由により変更できる場合がありますので(就学指定校の変更)、お問い合わせください。

また、通知書が届かなかったり、内容に誤りがあったりしたときには、早めにご連絡ください。

問い合わせ先：宇都宮市教育委員会 学校管理課就学グループ 電話番号：028-632-2724

(注) なお、心身に障がいがあり、入学に関して不安があるときや、小・中学生の心や身体についての悩みがあるときは、宇都宮市教育センターで相談を受け付けています。(電話予約が必要です)

問い合わせ先：宇都宮市教育センター 電話番号：028-639-4380

市内間の転校手続は



- 1 現在通っている学校に転校願を提出し、在学証明書等転校書類の交付を受けてください。
- 2 宇都宮市役所の市民課あるいは地区市民センターで住民票の異動手続を行います。その際に転校の手続きができますので、あらかじめご用意頂いた転校書類をお持ちになり、転入学通知書の交付を受けてください。
- 3 指定を受けた学校に、在学証明書等転校書類及び転入学通知書を提出してください。

(注) なお、就学指定の学校について、特別な理由により変更できる場合がありますので、お問い合わせください。

問い合わせ先：宇都宮市教育委員会 学校管理課就学グループ 電話番号：028-632-2724

市外への転校手続は



- 1 現在通っている学校に転校願を提出し、在学証明書等転校書類の交付を受けてください。
 - 2 宇都宮市役所の市民課あるいは地区市民センターで転出手続を行います。
 - 3 転出先での転校手続については、各自治体で取扱が異なる場合がありますので、転入手続を行う際にお尋ねになるか、転出先の教育委員会にお問い合わせください。
-

市外からの転校手続きは

- 1 現在通っている学校に転校願を提出し、在学証明書等転校書類の交付を受けてください。
 - 2 現在住んでいる市区町村で、住民票の転出手続きを行い、転出証明書の交付を受けてください。
 - 3 宇都宮市役所の市民課あるいは地区市民センターで住民票の転入手続きを行います。その際に転校の手続きができますので、あらかじめご用意頂いた転校書類をお持ちになり、転入学通知書の交付を受けてください。
 - 4 指定を受けた学校に、在学証明書等転校書類及び転入学通知書を提出してください。
- (注) なお、就学指定の学校について、特別な理由により変更できる場合がありますので、お問い合わせください。

問い合わせ先：宇都宮市教育委員会 学校管理課就学グループ 電話番号：028-632-2724

海外からの編入学手続きは



- 1 日本人学校へ就学している場合、現在通っている学校に転校する旨を申し出て、在学証明書等転校書類の交付を受けてください。現地校の場合は、不要です。
- 2 宇都宮市役所の市民課あるいは地区市民センターで住民票の転入手続きを行います。

3 宇都宮市教育委員会の学校管理課の窓口で編入手続きを行います。その際にあらかじめご用意
頂いた転校書類、また、出国時に住民票の異動手続きをされていない方は、出入国を確認するた
め、パスポートをお持ちください。

4 窓口で編入学通知書の交付を受けてください。

5 指定を受けた学校に、在学証明書等転校書類及び編入学通知書を提出してください。

(注) なお、就学指定の学校については、日本語指導が必要な外国人子女で、指定校に日本語指導
講師が派遣されていないときで変更できる場合がありますので、お問い合わせください。

問い合わせ先：宇都宮市教育委員会 学校管理課就学グループ 電話番号：028-632-2724

お問い合わせ

宇都宮市教育委員会事務局 学校管理課 就学グループ（宇都宮市役所 13 階）

電話番号：028-632-2723 ファクス：028-639-7159

参考：子育てや不登校、非行、虐待等に関する相談窓口の一例

子ども総合相談

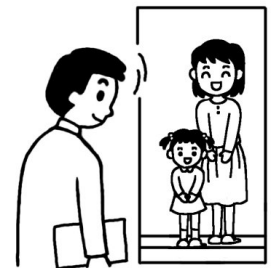
子ども総合相談（電話相談可）

問い合わせ先：子ども総合相談 電話番号：028-632-2525

小中学生の不登校・学校生活・発達などの相談

教育相談（要予約）

場所・問い合わせ先：市教育センター 電話番号：028-639-4380, 028-639-4381



子どもや青少年に関する相談

市子ども家庭課

子ども総合相談

相談内容：妊産婦やお子さんの健康、妊娠や子育ての心配事相談

電話番号：028-636-2525

家庭児童相談室

相談内容：児童に対する虐待、学校・家庭生活の相談

電話番号：028-632-2390



市教育センター教育相談室

相談内容：不登校・学校生活への不適應、就学などの相談

電話番号：028-639-4380

市青少年自立支援センター ふらっぶ

相談内容：ニート・ひきこもり、非行などの青少年に関する相談

電話番号：028-633-3715



「就学援助制度」を知っていますか？



宇都宮市では、経済的理由で小中学校に通うお子さんの学用品の購入や学校給食費の支払いにお困りのご家庭に対し、その一部を支援する「就学援助制度」を設けています。

Q1：どんな家庭が支援を受けることができるの？

A1：生活保護を受給している世帯（要保護）と、それに準じて困窮している世帯（準要保護）が支援対象（認定）になります。

＜準要保護世帯として認定となる世帯＞

① 世帯全員の前年所得が生活保護基準の1.3倍未満の世帯

生活保護基準は世帯構成（人数・年齢等）や家賃の有無等により異なります。また、住民票が同じ方は、同一世帯として所得審査の対象となります。

※ 借入状況（住宅ローン等）を考慮することはできません。

参 考 『モデル世帯』 認定の基準となる 所得金額の目安 (令和5年度)	世帯人数	2人		3人	4人
	世帯構成	大人1人 小学生1人	大人1人 中学生1人	大人1人 小学生1人 中学生1人	大人2人 小学生1人 中学生1人
	前年中の世帯全員の総所得金額	230万円程度	240万円程度	300万円程度	320万円程度

② ひとり親家庭で児童扶養手当の受給が決定した世帯

前年所得により令和6年度の受給が決定した場合に対象となります。

③ 年度内に生活保護が停止または廃止となった世帯

④ 病気・災害などで収入が著しく減少した世帯 など

Q2：どんな支援を受けることができるの？

A2：準要保護世帯の場合、給食や校外活動（遠足、冒険活動等）、修学旅行の費用が全額支給されるほか、学用品通学用品費やPTA児童生徒会費、クラブ活動費が定額で支給されます。

	要保護	準要保護	【参考】令和5年度の支給内容（年額）		
			小 学 校	中 学 校	備 考
学校給食費		○	実 費		
学用品通学用品費		○	1年 11,630円 2年～ 13,900円	1年 22,730円 2年～ 25,000円	認定月日によって月割り
入学準備金		○	6年 63,000円		宇都宮市内の公立中学校に入学する6年生に限りです。
新入学学用品費等		○	1年 54,060円	1年 63,000円	入学準備金を受け取っていない、4月認定の1年生に限りです。
PTA・児童生徒会費		○	3,600円	6,000円	認定月日によって月割り
クラブ活動費		○		11,000円	認定月日によって月割り
校外活動費		○	実費（宿泊有・宿泊無 各1回分まで）		
修学旅行費	○	○	実費（1回分のみ）		
通学費		○	実 費		通学距離等の要件あり
卒業アルバム代等		○	6年 11,000円	3年 8,800円	
オンライン通信費		○	市が貸し出すモバイルルータの通信費相当額		モバイルルータを貸し出します。
医療援助費	○		自己負担額		むし歯等の学校病に限りです。 「こども医療費助成制度」の利用を優先してください。

※ オンライン通信費は「GIGAスクール構想」に係るものです。詳しくは「宇都宮市GIGAスクール特設サイト」

http://www.ueis.ed.jp/joho/u_gigaschool/index.html をご覧ください。

※ 認定となった場合は申請月分から支給対象となりますので、申請書はお早めに提出してください。

※ 認定となっても給食費等の学校集金や修学旅行等の積み立ては原則免除されません。

Q3：どうやって申請すればいいの？ 認定結果はいつわかるの？

A3：申請方法と認定までの流れ（4月申請の場合）は以下のとおりです。

ステップ1 〔4月〕	①学校から「就学援助費受給申請書」を受け取り、必要事項を記入して、お子さんが通っている <u>学校に提出</u> してください。 なお、小・中学校にお子さんが通っている場合には、小学校にのみ、申請書を提出してください。
ステップ2 〔6月中旬頃〕	②所得状況などをもとに審査を行い、認定結果については、学校を通じてお知らせします。
ステップ3 〔6月下旬以降〕	③ <u>認定結果について、学校からお住まいの地区の民生委員児童委員協議会に対して情報提供を行います。</u>

※ 就学援助制度は自動更新されませんので、一度認定となった方も毎年度申請書の提出が必要（生活保護を受けている世帯も同様）です。

Q4：いつ頃、どうやって支給されるの？

A4：年3回（7，12，3月）に学校を通じて支給されます。

※ 支給に必要な請求は、お子さんが通っている学校が行いますので、保護者の方から、請求関係の書類を提出していただく必要はありません。

※ 振込日や支給内容の詳細は学校から通知が届きます。

Q5：「オンライン通信費」はどうやって支給されるの？

A5：就学援助が認定された方で、「モバイルルータ貸与申請書」を提出されている方に、モバイルルータを無償で貸与します。

★ご注意いただきたいこと

- ・ 小学校入学前に「入学準備金」の支給を受けた方でも、入学後の援助を受けたい場合には申請が必要となります。
- ・ 令和6年度（令和5年中の所得）の申告がお済でない方は、必要な申告をしてください。
- ・ 令和6年1月2日以降に市外から転入した方がいる場合は、マイナンバーの提出が必要となる場合があります（必要な場合には、別途お知らせいたします）。
- ・ 認定後、婚姻により世帯状況が変わった場合や、経済状況の好転により就学援助の必要がなくなった場合は、辞退届を提出してください。
- ・ 子どもの家等の利用にあたり、保護者負担金助成制度を利用したい方は、別途お手続きが必要となります。

詳しくは生涯学習課（電話：632-2676）までお問い合わせください

★その他、ご質問・ご相談がございましたら下記連絡先までお問い合わせください。

宇都宮市教育委員会事務局 学校管理課 就学グループ（市役所13階 ☎：632-2724）



13 自然災害（地震等）にみまわれたときの対処法はどうなってるの？

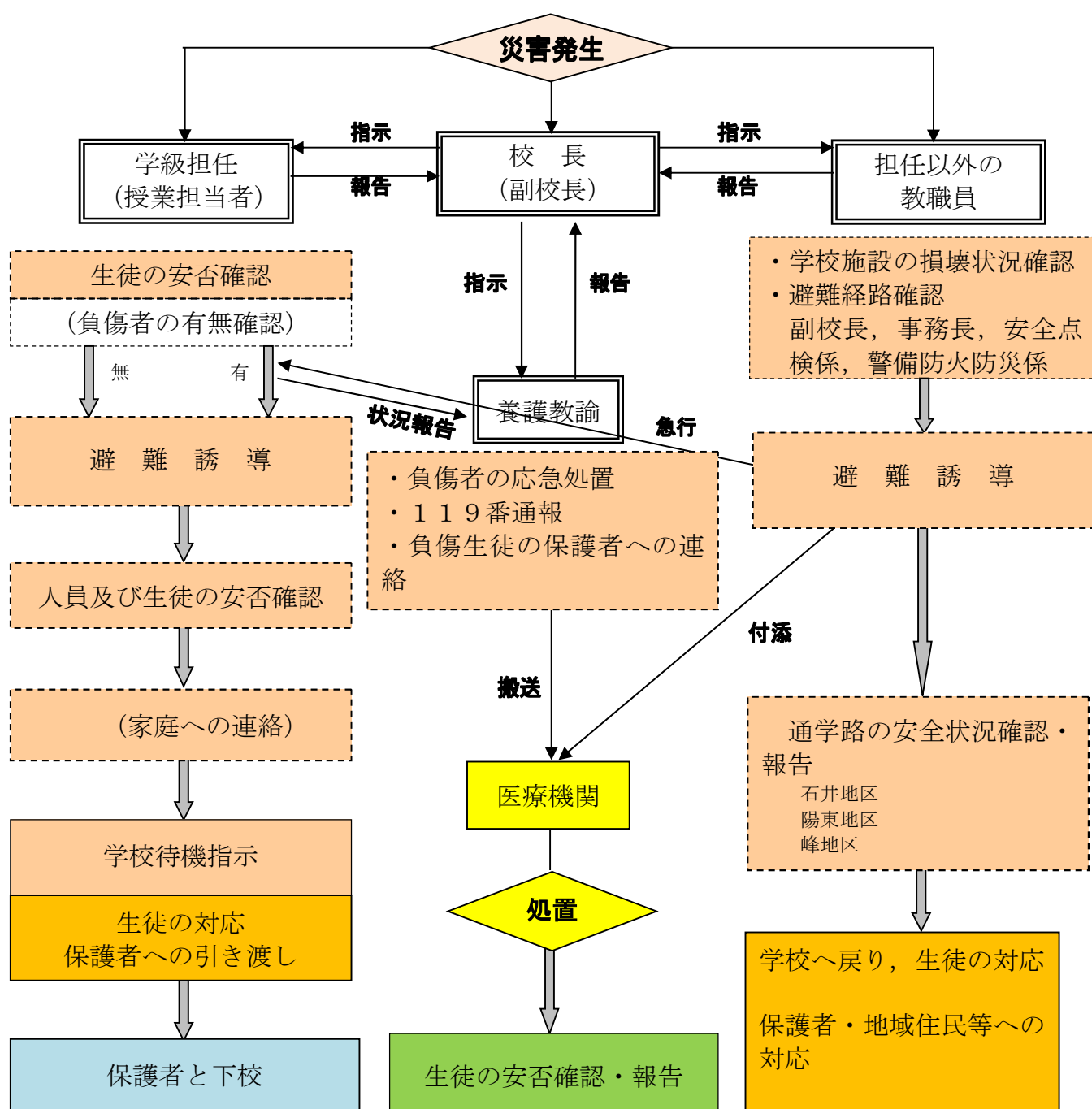
宇都宮市教育委員会では、「被害甚大な自然災害発生（震度5強以上の地震等）時の安全確保」を各小中学校に徹底すると共に、各校において、避難訓練等を行っております。保護者の皆様にも子どもの引渡しの場合等にご協力いただくことになります。子どもたちを守るために適切な対応をお願いいたします。

被害甚大な自然災害発生（震度5強以上の地震等）時の安全確保

教育活動中における場合
○対処，救急及緊急連絡体制

《方針》

- 1 生徒等の安全確保，生命維持優先
- 2 冷静で的確な判断と指示
- 3 適切な対処と迅速正確な連絡，通報



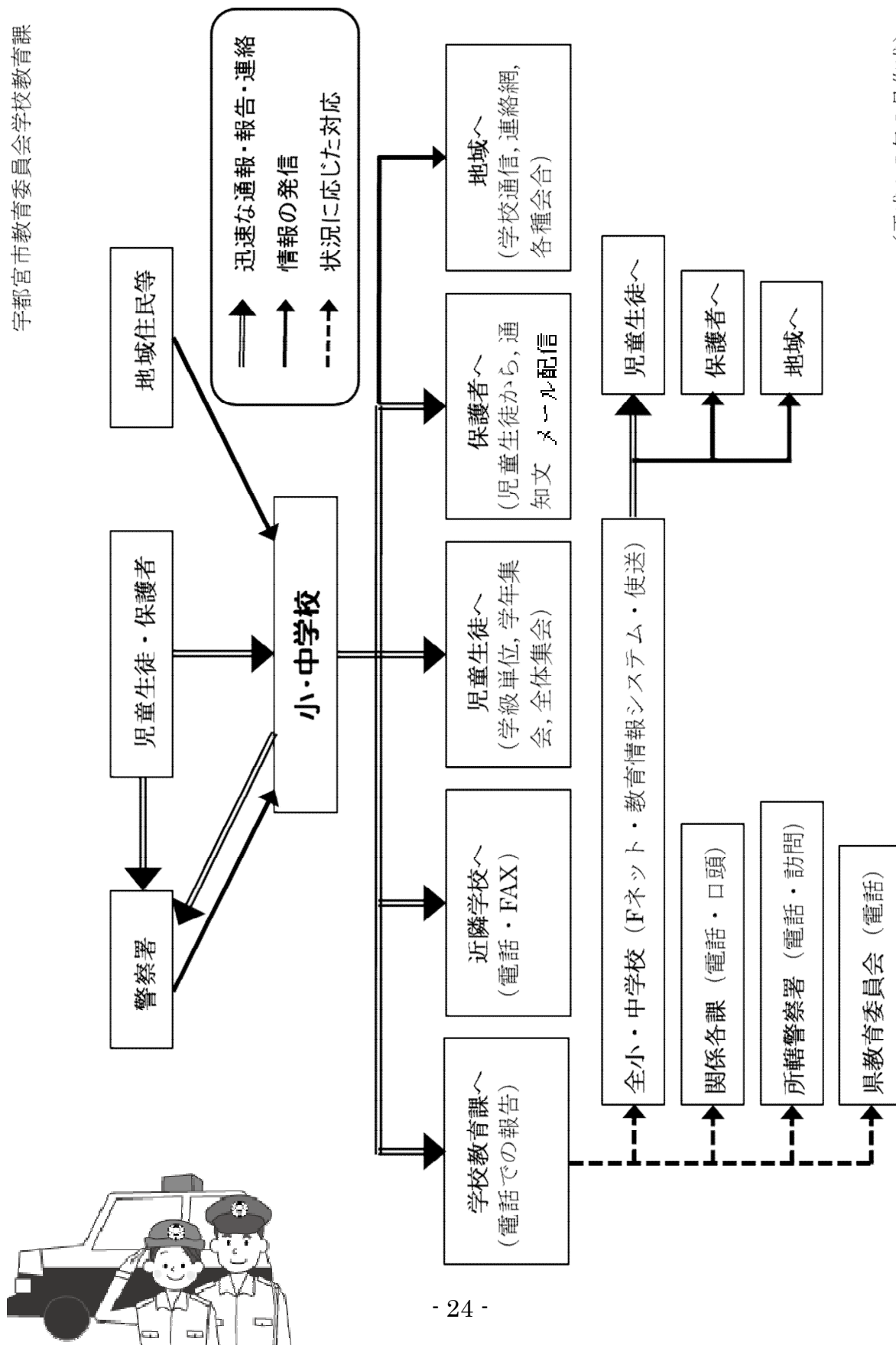
14 不審者への対処法はどうなってるの？

宇都宮市教育委員会では、「不審者被害発生時における連絡体制」を各小中学校に徹底すると共に、各校において、不審者に対応するための避難訓練等を行っております。地域の皆様、保護者の皆様も不審者を見かけましたら、子どもたちを守るために適切な対応をお願いいたします。



不審者被害発生時における連絡体制

宇都宮市教育委員会学校教育課



(平成17年2月作成)

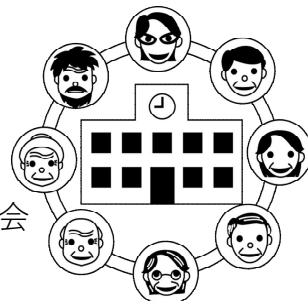


15 陽東地域学校園にはどんな自治会があるの？

自治会の方々は、地域のために様々な活動をしています。その中には、地域の子どものための活動もたくさんあります。保護者の皆様にはご自分の所属する自治会の活動に積極的に参加し、地域と各家庭が連携することでより良く子どもたちを育てていくことをお願いいたします。

《峰地区》

- (1) 峰一自治会 (2) 峰二自治会 (3) 峰三自治会
- (4) 東峰中一自治会 (5) 東峰自治会 (6) 向原自治会
- (7) 峰向原自治会 (8) 平松町自治会 (9) 宇都宮大学南自治会
- (10) 平松ひかりヶ丘自治会



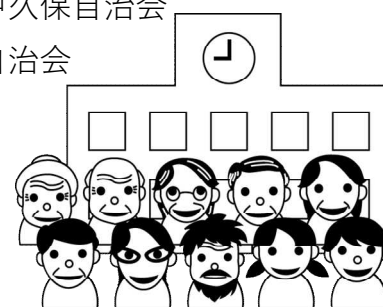
《石井地区》

- (1) 東峰南自治会 (2) 大島自治会 (3) 南西原自治会 (4) 岡台一区自治会
- (5) 石井西自治会 (6) 月見ヶ丘自治会 (7) 東峰竹自治会 (8) 古城内自治会
- (9) 根本自治会 (10) 福島自治会 (11) 岡自治会
- (12) 下川岸自治会 (13) 西台南自治会
- (14) 石井団地自治会 (15) 久部自治会 (16) 西組自治会
- (17) 石井南自治会 (18) 生子下自治会
- (19) 新谷自治会 (20) 久保田自治会



《陽東地区》

- (1) 東峰西自治会 (2) 東峰中東自治会 (3) 南ふたば自治会
- (4) 東中久保自治会 (5) 南中久保自治会 (6) 中央中久保自治会
- (7) 中久保自治会 (8) 松ヶ丘自治会 (9) さくら台自治会
- (10) 桜が丘自治会 (11) 東岡台自治会
- (12) 陽東桜が丘自治会 (13) ベルコート自治会



(町も心もぴかぴか活動②)



(町も心もぴかぴか活動①)

※陽東中学校区の公園の清掃作業
(9月上旬)

